

武庫川の下流部築堤区間における樹木管理について(案)

資料6

(基本的な方針)

治水上等の支障となる影響が大きいものを除き、可能な限り保全に努める。

- 樹木が洪水時における水位上昇、堤防沿いの高速流の発生等の治水上の支障とならないよう、また利水上及び河川利用上の支障とならないよう、さらに良好な河川環境が保全されるよう、河川整備計画等を踏まえて、適切に樹木の伐採、植樹及び樹木の管理を行うものとする。
(河川区域内における樹木の伐採・植樹基準)
- 河畔樹木は治水上の支障がない限り、これを保全することを原則とする。
(美しい山河を守る災害復旧基本方針)
- 武庫川らしい良好な景観を保全・創出する。(河川整備計画)
- 治水上等の支障とならない範囲で樹木の保全に努める。ただし、治水上等の支障となる樹木については伐採することを基本とする。(武庫川河川整備地域懇談会)

(樹木管理の考え方)

以下に該当するものは、順次伐採していく。

- ・河川管理構造物(築堤、護岸等)に与える影響が大きい樹木
- ・工事の施工において支障となる樹木
- ・第三者被害をもたらす恐れのある枯損が進行している樹木
(平成24年度に危険木72本は撤去済み)
- ・外来種である樹木
- ・その他、河川管理者として伐採することが適当と判断される樹木

※ 伐採にあたっては、専門家の意見等を踏まえ対応していくこととする。